

令和7年度における「政務活動費の指針」の改定

1 改定内容

＜令和7年10月1日適用＞

(1) 宿泊費等の取扱い【P11、P12、P15、P16、P20、P21】

国の旅費法改正に準拠して「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」が改正されたことに伴い、政務活動費における宿泊費への充当限度額を、国内及び国外とも、同条例に定める額とした。

併せて、宿泊費や航空運賃の充当に係る引用規定を同条例に統一した。

＜令和8年4月1日適用＞

(2) 備品購入費に係る充当限度額の引き上げ【P33、P34、P42、P44、P57、P61】

備品購入費（パソコン等を除く。）について、取得価格の上限を10万円から15万円に引き上げた。

（平成23年4月に設定した10万円から、令和7年10月現在の消費者物価指数が23.6%上昇していることから、5万円単位で切り上げ、備品購入費（パソコン等を除く。）の取得価格の上限を15万円に引き上げた。）

政務活動費を充当する場合は、この上限額の範囲内で充当できることとした。

(3) パソコン等の充当限度額等の設定【P33、P34、P42、P44、P57、P61】

備品のうちパソコン等の購入費について、実勢価格を勘案し、取得価格の上限を30万円とした。

政務活動費を充当する場合は、この上限額の範囲内で充当できることとした。

備品の取扱い欄における「パソコン等」には「携帯電話（スマートフォンを含む。）、タブレット端末」も含まれることを明確にした。

(4) レターパック（類するものを含む。）の取扱い等【P13、P14、P25、P35】

レターパックについて、切手と同様に、一月あたり1万円を充当限度額とした。

また、切手、はがき、レターパックについて、購入した日の属する月の分に充当することとし、月を遡って充当することができないことを明確にした。

2 適用時期

1 (1) については、令和7年10月の政務活動から適用済み。

1 (2) から (4) については、令和8年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。

【参考】改定に至る検討の経緯

- ・ 9月から12月にかけて、政務活動費連絡会を開催（全8回）
- ・ 9月及び12月に検討結果を報告書に取りまとめ、同連絡会座長が団長会に出席し、報告した結果、全会派一致で了承を得た。